

「証券会社による発行登録制度の下での社債の引受審査に関するガイドライン」の一部改正について(案)

平成 23 年 11 月 1 日

(下 線 部 分 変 更)

改 正 案	現 行
<p>1. 基本的な社債の引受審査の枠組み</p> <p>有価証券報告書、四半期報告書提出時の継続開示審査及び社債の発行時審査は、原則として、次の枠組みにより行う。</p> <p>(1) 有価証券報告書提出時の審査</p> <p>① 証券会社は、有価証券報告書提出時に、発行登録会社の財政状態及びキャッシュ・フロー、企業内容等の開示の状況等について、「共通質問事項」により当該発行登録会社、監査人に確認を行う。 <u>なお、当該共通質問事項は、事務取りまとめ証券会社が他の審査を行う証券会社と調整のうえ、発行登録会社に提示する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(2) 四半期報告書提出時の社内審査</p> <p>① 証券会社は、四半期報告書提出時には、社内において、四半期報告書その他次に定める資料等を用いて確認、社内審査を行う。</p> <p>イ. 四半期報告書 ロ. 発行登録会社のプレスリリース、I R 説明会資料 ハ. 第三者情報 (新聞等の報道、業界・事業環境等) ニ. 格付情報、クレジットアナリスト情報</p>	<p>1. 基本的な社債の引受審査の枠組み</p> <p>有価証券報告書、四半期報告書提出時の継続開示審査及び社債の発行時審査は、原則として、次の枠組みにより行う。</p> <p>(1) 有価証券報告書提出時の審査</p> <p>① 証券会社は、有価証券報告書提出時に、発行登録会社の財政状態及びキャッシュ・フロー、企業内容等の開示の状況等について、「共通質問事項」により当該発行登録会社、監査人に確認を行う。</p> <p>② (省 略)</p> <p>(2) 四半期報告書提出時の社内審査</p> <p>① 証券会社は、四半期報告書提出時には、社内において、四半期報告書その他次に定める資料等を用いて確認、社内審査を行う。</p> <p>イ. 四半期報告書 ロ. 発行登録会社のプレスリリース、I R 説明会資料 ハ. 第三者情報 (新聞等の報道、業界・事業環境等) ニ. 格付情報、クレジットアナリスト情報</p>

改 正 案	現 行
<p>ホ. その他</p> <p>② <u>上記の社内審査において、発行登録会社に個別質問を行う必要がないと判断された場合には、事務取りまとめ証券会社は、発行登録会社との間であらかじめ合意した期限までに、当該発行登録会社にその旨を連絡する。</u></p> <p>③ 証券会社は、上記①の社内審査において、速やかに確認が必要な事項が認められれば、その重要性を考慮のうえ、個別質問を行う。<u>なお、当該個別質問は、事務取りまとめ証券会社が他の社内審査を行った証券会社からの個別質問を取りまとめたうえ、発行登録会社に提示する。</u></p> <p>④ 証券会社は、上記①の社内審査又は③の個別質問の結果、社債の引受けに当たっての基本的な考え方に影響が及ぶような重要な課題が認識された場合には、当該発行登録会社、監査人に連絡し、当該課題の確認、共有を図るとともに、社債の引受時までに当該課題の解決に向けた取組みに努める。</p> <p>⑤ <u>証券会社は、発行登録会社において、具体的な起債の計画、日程に関する希望等がある場合には、必要に応じて、上記①から④の社内審査等に係る期間について柔軟に対応する。</u></p> <p>(3) 発行時審査</p>	<p>ホ. その他</p> <p>(新 設)</p> <p>② 証券会社は、上記の社内審査において、速やかに確認が必要な事項が認められれば、その重要性を考慮のうえ個別質問を行う。</p> <p>③ 証券会社は、上記①の社内審査又は②の個別質問の結果、社債の引受けに当たっての基本的な考え方に影響が及ぶような重要な課題が認識された場合には、当該発行登録会社、監査人に連絡し、当該課題の確認、共有を図るとともに、社債の引受時までに当該課題の解決に向けた取組みに努める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(3) 発行時審査</p>